

## 行財政構造改革等調査特別委員会会議記録

委員長 野田 武則

### 1 日時

平成 19 年 8 月 8 日（水曜日） 午前 10 時 02 分開会、午後 0 時 05 分散会

### 2 場所

第 1 委員会室

### 3 出席委員

野田武則委員長、久保孝喜副委員長、佐々木博委員、工藤大輔委員、小田島峰雄委員、高橋昌造委員、高橋元委員、佐々木大和委員、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、飯澤匡委員、及川あつし委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

蛇口担当書記、藤原担当書記

### 6 説明のため出席した者

総合政策室

千葉首席政策監、高橋経営評価課総括課長、高橋出資等法人改革担当課長

### 7 一般傍聴者

なし

### 8 会議に付した事件

#### (1) 調査

ア 行財政構造改革に係る本県の取り組み状況について

イ 出資等法人改革の取り組み状況及び出資法人等の経営状況について

#### (2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

### 9 議事の内容

○野田武則委員長 おはようございます。ただ今から、行財政構造改革等調査特別委員会を開催します。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配布いたしております日程のとおり、行財政構造改革に係る本県の取組状況について、及び出資等法人改革の取り組み状況及び出資法人等の経営状況について調査を行いたいと思います。調査の進め方についてであり

ますが、執行部からの説明を受けた後、質疑・意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。それでは（1）行財政構造改革に係る本県の取り組み状況について、執行部に説明を求めます。

○高橋経営評価課総括課長 それでは、行財政改革に関しての本県の取り組み状況について、お手元に配布させて頂いた資料に従いまして、ご説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧いただきたいと思います。まず、これまでの経緯等についてであります。本県では、これまで、岩手県総合計画を基本方針として、みんなで創る夢県土いわての実現に取り組んでいるところであり、この計画に基づく施策の展開を下支えするものとして、平成15年度に行財政構造改革プログラムを策定し、安定した行財政基盤の構築と質の高い行政サービスの提供を目指して諸改革を進めてきたところでございます。この間、平成16年度の交付税ショックをはじめ、年々厳しさを増す行財政環境にあって、見直しを行いながら、組織・職員体制の徹底したスリム化や、官民協働の推進、事務事業の効率化などに取り組んできたところであります。

次に行革プログラムの成果と課題についてであります。これについては、5ページのA3版の岩手県行財政構造改革プログラムの取り組み状況概要により説明いたします。5ページをお開き下さい。まず、プログラム策定時の情勢と主な取り組み状況、表の左側についてであります。平成15年10月に、当時見込まれた4年間で1,750億円の財源不足の解消と、質の高い行政サービスを提供できる体制の構築に向けて、平成15年から18年度までの4年間の行財政改革の取り組み事項を取りまとめた行財政構造改革プログラムを策定したところであります。しかし、プログラム策定後の平成16年度予算編成の段階の、いわゆる交付税ショックによる地方交付税の大幅削減などにより、行財政は更に厳しい状況となってきたことから、県としては取り組み内容の見直しを行いながら、一層の行財政改革に取り組んできたところであります。

次に、プログラムの4年間の成果と今後の課題、表の右側についてであります。大幅な財源不足を解消し、安定した行財政基盤の構築を進めるため、これまでの4年間で、組織・職員体制の徹底したスリム化であるとか、総人件費の抑制などを強力に推進し2,310億円の歳出削減を行うなど、目標を上回る取り組みを行ってきたところであります。この結果、行財政基盤については、平成18年度において、プライマリーバランスの均衡、黒字化を初めて達成し、県債残高が減少に転じたところであります。また、行政サービスの質の向上につきましては、民間移管・外部委託の推進、指定管理者制度の導入、工業技術センターの地方独立行政法人化、電子県庁の構築などに取り組み、民間領域の拡大でありますとか、県民サービスの向上を推進してきたところであり、あわせてコスト縮減にも努めてきたところであります。更に、権限・財源・人的支援をセットにした、いわゆるポイント式一括移譲の創設をはじめとした市町村への権限委譲を推進するとともに、18年度からの県南広域振興局体制のスタートとあわせて、地域における業務完結性の向上など、行政システムの改革にも取り組んできたところであります。

次に今後の課題についてであります。これらの取り組みにより、プライマリーバランスの均衡という点をみれば、安定した行財政基盤の構築に向けて、その一步を踏み出すことができたことを認識しておりますが、一方で、国、地方の財政は、90年代の景気の低迷による税収の減少や累次の経済対策の実施などを背景に著しく悪化してきており、現在、国と地方合わせて750兆円を越える長期公債残高を抱える状況にあるところであります。このため、国では、経済財政改革に関する基本方針、骨太方針2007で、2011年度に国・地方の基礎的財政収支を黒字化することを目標に、国・地方の歳出削減を進めることとしており、特に地方交付税については、今後においても非常に厳しい状況が続くと見込まれており、プログラムに基づく取り組み等にもかかわらず、本県の財政状況は一層厳しさを増す状況となるところであります。また、グローバル化の進展などにより地方が厳しい競争にさらされていることや、加速する地方分権計画の動きなど、社会経済状況が大きく変化してきており、これに対応できる行財政システムの構築を図っていくことや、市町村優先の行政システムの構築、民間活力・地域力が発揮される仕組みづくりなど、地域で公共サービスを提供するシステムについて、抜本的な改革を進めていく必要があると考えているところであります。なお、6ページ以降は、ただ今説明した行革プログラムの取組状況について、具体的な内容を取りまとめているものであります。時間の都合上、この説明は省略させていただくので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に今後の取り組み方向についてであります。資料3ページにお戻りいただきまして、中段を御覧いただきたいと思っております。先ほど述べましたように、本県の行財政をめぐる諸課題に対応するため、現在、新しい行財政改革に関するプログラムを策定することとして、作業を進めているところであります。この新しい行革プログラムについては、本年度内に策定することとしている新しい地域経営の計画の中で、平成19年度から22年度までの今後の4年間に重点的・優先的に取り組んでいく政策等と一体的に組み立てていくこととしておりますが、厳しい行財政の制約の中で、一層の施策の選択と集中を図り、その実効性を高めること等を目的に策定するものであります。なお、地域経営の計画については、下の表を御覧願いたいと思っております。総合計画の基本構想と基本計画を推進するための実施計画として、経営の考え方を示す基本視点と施策を推進するための2大戦略、新地域主義戦略、岩手ソフトパワー戦略を記載する総論と、政策の重点化を図る政策編といたしまして広域振興圏ごとの振興計画である地域編、さらにこれらの施策の実現を支える行革編として一体的に取りまとめる形の構成を考えているところでございます。

資料4ページをお開き願います。今後の行財政改革の基本的な考え方ではありますが、現在、策定中の行財政改革に関するプログラムにつきましては、更なる改革の視点といたしまして、次の3つの視点に基づきまして検討を行っているところであります。まず、視点の1といたしましては、地方分権に対応した行政システムの転換として、地域が真に自立した地域社会を実現するために、新しい地域経営の計画で位置づけている新地域主義戦略を推進する行政システムの改革を実現する必要があるということであり、視点の2といたしま

しては、持続可能な行財政構造改革への進化といたしまして、将来にわたって、安定的な行政サービスの提供が可能となるような行財政構造を構築するとともに、直面する厳しい社会経済状況の中で、一層の行財政運営の健全化を図ることにより本県の道義的信頼を高め、岩手ソフトパワー戦略を支えるためにも、行財政改革を進める必要があるとあります。視点の3といたしましては、より質の高い県民本位のサービス提供として、厳しい行財政環境の中で、質の高い県民本位のサービス提供をしていくためには、職員一人ひとりが県民本位の視点で業務の構築や見直しを進め、県民の意向やニーズを一層的確に行政サービスに反映し、満足度を高めていく必要があるとあります。

これらの視点を踏まえ、具体的には5つの改革、新地域主義戦略を推進する2つの改革と岩手ソフトパワー戦略を支える3つの改革に取り組むこととしたいと考えているところであります。改革の1つといたしましては、県と市町村の役割分担の再構築として、市町村合併の推進、市町村への権限委譲の推進、市町村の行財政基盤強化の支援、広域振興局等への再編の推進などの検討を行っているところであります。また、改革の2といたしましては、民間力・地域力が最大限発揮される仕組みづくりとして、公共サービスの役割分担の明確化の検討や、総合的に協働を推進する仕組みづくり、民間力を活かした公共サービス提供の仕組みづくりなどの検討を行っているところであります。また、改革の3といたしましては、行財政構造改革の徹底した簡素・効率化として、事務事業の総点検や政策評価システムの見直しなどを通じた政策の選択と集中による行財政資源の配分でありますとか、簡素で効率的な組織職員体制への移行、組織のスリム化などの検討を行っているところであります。なお、現在の厳しい財政状況は、地方交付税の大幅な削減など、国の制度改正によって生じた部分も極めて大きく、今後、持続可能な行財政構造を確立するためには、地方税財源の充実強化や地方間の財政力格差の是正につながる本格的な制度の改善を国が責任を持って行う必要があると考えているところであり、このため、本県としても、国に強く働きかけ、真に地方の自立につながる地方分権改革を実現するよう取り組んでいく必要があると考えているところであります。また、改革の4といたしましては、組織パフォーマンスの向上として、厳しい行財政の制約の中でも、県民本位のサービスを提供することができるように、職員の意欲や能力を一層向上させ、組織力を最大限に発揮する体制の整備などの検討を行っているところであります。また、改革の5といたしましては、将来にわたり県の過度の財政負担が生じないよう外郭団体等の改革として、後ほど説明申し上げます県出資等法人の更なる改革や地方独立行政法人の改革についての検討を行っているところであります。この新しい行財政改革に関するプログラムにつきましては、新しい地域経営の計画として、本年度内に一体的に策定する旨、6月議会で明らかにしたところでございますが、しかるべき時期に議員の皆様にごその素案を御説明するとともに、パブリックコメントを通じて県民の皆様でありますとか、総合計画審議会からの意見をもお聞きし、年内にはその策定にこぎ着けたいと考えているところであります。以上、行財政改革に係る本県の取り組み状況の概要についてであります。

○野田武則委員長 ありがとうございます。

それでは質疑、意見交換に入りたいと思います。

ただいまの説明について、質疑、意見交換はありませんでしょうか。

○柳村岩見委員 まず、新しい行財政構造改革プログラムの取り組み期間についてですけれども、平成 19 年から平成 22 年となっていますが、今の時点で策定中とはどういうことでしょうか、19 年度からということであれば既に具体的に組み込んでいいはずであり、1 年遅れているじゃないかと思うのですが。

それから、行革は、県がなるべく頑張らないということが本来コンセプトでなくてはならないと思うわけで、県が一生懸命頑張らなくても、どうしても必要なものは廃止できないわけですから、自然に、そうした中で整理されていくのではないかと思うのですが、頑張りすぎると必要性の低い事業まで継続してしまう結果になってしまう。県が何でもかんでもやり過ぎるから、みんな駄目になるのであって、県は本当にやるべき仕事を選択し、市町村がやるべき仕事は市町村に委せるべきだと思います。例えば、市町村立小中学校を改築するとき、県はお金は出さないが、いろいろ指導やら、なにやら口を出してくる。国の絡みもあり何から何までとはいかないだろうが、やらなくていいことはしない方がいい。市町村立小中学校の学校補助金は、県教育委員会を通さなくて、国から直接市町村教育委員会でもいいのではないか。県は、何も補助していないんだから、県教育委員会を通さなくていいのではないですか。

○千葉首席政策監 新しい行財政構造改革の取り組み期間についてであります。行革は、これまでも日々取り組んできているところであり、不断に行っていくものと考えておりますし、また、本県の財政状況は、地方交付税を中心に削減されており、更に厳しい状況となっておりますので、平成 19 年度以降も、縮小路線を進めていかななくてはならないと考えているところであります。ただ、その中でも、ただ単に県の業務を見直し、市町村、NPO などに負担をかけるというのではなく、地域の自立に向けて、市町村・団体など、オール県民の力をあわせて進める、そういう時期にきているものと考えております。それから、市町村小中学校の整備についてですが、委員もご存知のとおり、小中学校の校舎整備で県教育委員会が窓口になっているのは制度的なものであり、また、市町村が整備する場合、その財源については、その補助裏として交付税で措置がされているということで、県の補助は行っていないものであります。

○柳村岩見委員 新しい行革を策定していく際、行革のコンセプトは県が何もしない、頑張らないこと、道州制で県がなくなってもいいという議論もあるのだから、頑張り過ぎないことなんでしょうよ。

それから、5 ページ投資的経費 1,115 億円の減とあるけど、その中身は何なのかお示しくください。

○高橋経営評価課総括課長 投資的経費の減は、平成 15 年、16 年の公共事業の 30%削減であります。

○柳村岩見委員 公共事業の削減は県民生活に大きな影響があった、これにより地域経済は非常に落ち込んだ。県民への痛みがどのようにあったと認識していますか。

○高橋経営評価課総括課長 公共事業の抑制については、県民に対しても、一定の影響を与えていることは認識しております。今後、行革を進めるうえで、影響等については、十分配慮してまいりたいと思います。

○柳岩見委員 公共事業と言っても、色々あるので、どの分野でどのように影響があったのか、もっとよく掘っておいて下さい。それを掘んでいないようでは駄目ですよ。ここでは答弁は求めないけど、ちゃんと掘っておいて下さい。

○嵯峨耆朗委員 まず、3ページの新地域主義戦略、岩手ソフトパワー戦略について、説明をお願いします。

○千葉首席政策監 新地域主義戦略とは、草の根の地域コミュニティを守っていくことでありまして、最近では、限界集落といったことも言われるようになってきており、コミュニティが崩壊してきている中であって、そういった課題への対応を含め地域コミュニティの再生について、広域で支えていこうとするものであり、具体的には4広域圏をプッシュアップしていくものであります。また、ソフトパワー戦略は、岩手の歴史、文化など、潜在的な魅力を岩手ブランドとして確立し、対外的に発信していくものであり、岩手の持つ自然とか文化、伝統とかの本来の力を活用していこうとするものであります。

○嵯峨耆朗委員 わからない。新地域主義戦略とか、ソフトパワー戦略とか説明したとき、県民は理解できますかね。今後、議会や県民に説明していくこととなると思うのですが、もっとわかりやすくした方がいいじゃないですか。それから、4つの広域圏なんですけど、これは決まったんでしたっけ。地方振興局をどうするとかの計画も決まったんでしたっけ。一体的に整備との話もあったと思うんですが。広域圏について、知事が、参加者に意見を聞く場面もあるので、決定事項ではないんじゃないですか。

○高橋経営評価課総括課長 広域生活圏につきましては、従前9つであった広域生活圏を見直し、4つに再編するというところで、平成17年12月議会で、ご議論いただき、条例改正したところであります。振興局の再編につきましては、県南広域振興圏について先行して広域振興局を設けたところであり、他については、今後進めていくこととしているところであります。

○嵯峨耆朗委員 4つっていうのは、決まったんでしたっけ、4つは無理があるんじゃないの。

○高橋経営評価課総括課長 広域振興圏の見直しについては、議会においてもいろいろご議論があったところではあります。産業振興というような観点で、4つに再編したところでもあります。

○嵯峨耆朗委員 決まったんでした、そういう認識はなかったけど。

次に、資料3ページの新しい地域経営計画は、今後4年間に重点的・優先的に取り組んでいく政策等と一体的に策定とあるんですけど、行革の視点で、政策編や地域編を策定すると

いう意味ですか。前も40の政策とか地域毎の振興ビジョンの政策とかあったように思うんですが、たくさん計画があつて、よく全体が掴めないですよね。計画の位置づけはどうなっているのか、また、今後の、取り組みの方向性はどうなるのか、お願いします。

○高橋経営評価課総括課長 新しい行財政構造改革プログラムは、新しい地域総合計画の一部に対応する計画でありまして、具体的な中身については、今後詰めていき、後日、議会にお示ししていきたいと考えております。

○嵯峨耆朗委員 各振興局で地域毎に地域計画をつくっていると思うんですけど、行革をベースとして地域計画つくることになるのですか。また、これまでの、取り組みはどう総括したのか教えてください。

○千葉首席政策監 新しい行財政構造改革プログラムの策定に当たりましては、当然これまでの総合計画の前期実施計画を検証し、それを踏まえて足りない点を補いながら計画策定していくものであります。また、県、市町村、民間の役割分担の視点から、十分考慮していく必要があると考えているところであり、いずれ、今後テーマ毎に内容を詰めていくこととなるものであります。

○及川あつし委員 済みません、では1点だけお知らせをお願いします。

次の出資法人にも関係してくることかと思うのですが、いわゆる独法の件です。独立行政法人の件についてちょっと教えてほしいわけですが、国の場合は特殊法人を独法にしたということで、それについての是非も、独法にしているけれども、実は実体がないよとか、いろいろ議論があつて、県の場合は違う趣旨かなと思うわけですが、この5ページの資料を見ますと、結果としてコスト縮減の実現となっておりますが、独法の分については具体の数値が入っておりませんので、どういった趣旨、目的、そして結果としてどういうコスト縮減が達成されたのか教えていただきたいと思います。それが今後の出資法人の方にも関係してくるのかなというふうに思います。前提として伺いたいと思いますし、独法についてこれから何個かまた進めていく、内々というか、いろいろ検討しているものがあれば、それについても教えていただきたいと思います。その辺。

○高橋経営評価課総括課長 まず、独立行政法人への移行のその趣旨でございますけれども、これにつきましては地方独立行政法人法、これに基づきまして本県で導入した。具体的に申し上げますと工業技術センター、それから県立大学でございますけれども、それぞれが県の行政組織としてそれぞれ試験研究機関なり、大学ということで設置していたものを独立行政法人化したということでございます。

それで、その設置の趣旨でございますけれども、これは例えば財務関係、予算編成も含めまして、現在の公会計のもとにおきましては、どうしても単年度主義ということで、予算の弾力的な運用ができない、それから民間からの資金を調達するというのもなかなか弾力的にできないというようなこともございまして、それぞれの主体の主体性を向上させていくという観点で導入したということでございます。それで、県立大学は平成17年4月、工業技術センター平成18年4月からスタートしたということでございますけれども、その運営

状況について実は工業技術センターの方、それから県立大学の方、それぞれ評価委員会設置してしまして、そのような話し合い等を通じて承知しているところでございますけれども、工業技術センターに関して申し上げますと、民間資金の獲得というようなこととか、それから民間から受託する事業の総体的な量でありますとか、これは極めて県民の皆様からの利用度というのが向上してきているということで、この独立行政法人へ移行したその趣旨というものが一步一步前に進んでいるというような話をお伺いしているところでございます。

それから、県立大学についてでございますけれども、県立大学もこれはどうしても県職員が運営するということであると、職員の勤務条件等含めまして、行政コストというのは固定的になるというようなことでもありますとか、それから任用についても終身雇用を前提にするというようなことで、どうしても一定の限界があるというようなことで、民間の大学等を含めれば大学の先生方の流動化というものを通じてその組織が活性化していくというようなことも実態としてあるわけでございます、そういう趣旨から本県も導入したということでございます。

現在その移行の効果でございますけれども、財政的には厳しいということも一方ございますけれども、それぞれ自分たちが大学の自治という観点をなお一層進めるということから、この独立行政法人になったことについては、前向きな評価をいただいているのではないかな、大学自体もそういう考え方を持っているのではないのかなというように認識しているところでございます。

それから、具体的なコスト面でございますけれども、具体的にどれだけのコスト縮減ということでございますけれども、県立大学につきましては1.5%の運営交付金の縮減でございますとか、それから不断の経営努力によって経常経費をコスト縮減しているというようなことを聞いておりますけれども、具体的なその数字については現在持ち合わせておりませんので、御了承いただきたいと思います。

○佐々木博委員 19年度から22年度までの新しい行財政改革プログラムを作成されるということですが、当面、前の15年度から18年度までの行財政改革プログラムを検証して、いろいろ問題点があったと思うのですけれども、それを踏まえて新しいプログラムを策定されるということではいけないというふうに思いますが、この15年度から18年度までの行財政改革はどのように評価されているというか、どのように認識されているのでしょうか、終わってみて。まず、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋経営評価課総括課長 15年度から18年度までのプログラムの評価についてでございますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、1,750億円の歳入歳出ギャップ、これをいかに乗り越えていくかというのがまず第1番目に大きなテーマでございました。ただ、これは単にそのコストを縮減するというだけで、いわば縮小均衡に走るということは、これは岩手県の活性化という観点で、これは大きな問題があるということで、前回のプログラムの目標は自立した地域社会の形成という観点で取り組んできたところでござい



まして、単に行政コストの縮減というだけではなくて、民間力を高めていくというようなことで、指定管理者制度の導入でございますとか、さまざま公共事業の推進に当たっても県民の皆様からのご意見を直接聞く機会を設けたいというようなことで、さまざま財政改革のみならず、行政システム改革という面でも取り組んできたというようなことでございます。それで、その中で、民との協働というものが一步步前進してきているということでございますけれども、ただこれは大きな広がりにはいまだなっていないということで、これは緒について段階ではないかというように考えておりました、次期プログラムではこういう点をより進めるということでございますとか、それから市町村、民との役割分担というようなことをさらに県民の総力を結集したような形で進めていく必要があるということで、それを一步步前に進めたというのが前のプログラムでございますし、それから財政面で申し上げますと、プライマリーバランスの均衡、黒字化ということでございますけれども、ただこれも先ほど申し上げましたように、一方本質的な財政状況というのは極めて厳しい状況にあるということで、安定した行財政基盤の強化が定着したという段階にはなっていない。いずれ今後とも厳しいけれども、何とかこれを乗り越えていかなければだめだというようなことで、バラ色の評価というようなことは、これはなかなか厳しいなと、そういうことではないだろうというふうに認識しているところでございます。

○佐々木博委員 バラ色では私は全然なかったと思うのです。これ見ても、大きく削減したというのは、はっきり言えば総人件費の抑制とか、それからそれ以上に大きいのが投資的経費の抑制、公共事業ですよ。それで、そのしわ寄せというのはすごく県内経済に大きく来ているわけで、今度どういうプログラムつくるかわかりませんが、これ以上公共事業の削減なんていうのはもうほとんど不可能に近いのではないかと私は思っているのです。市町村要望を見てもほとんど公共事業関連ですものね。これをまたさらに削減するなんていうことは非常にできないのではないかと。国ではまた3%削減云々という話も出ていますけれども、本県においてはどうなのかなというふうに思いますし、今お話ありませんでしたけれども、私はこの総括の中で、予算の編成の仕組みがよかったのかどうかということが総括にないというのはおかしいのではないかと思っているのです。財政課を外して、予算調製課をつくって、ただ調整するだけの予算やったでしょう。各部それぞれやって、それが全体の県の優先順位として本当にきちんと予算に反映できるようなシステムであったかどうか、こういったことをきちんと本来やはり総括すべきではないかなというふうに私個人は思っています。そのことについてちょっと見解を伺いたいと思います。

それから、要するに県の不活用の資産を売却するという事でかなり売りました。それは売って悪いというわけではないけれども、ただ売った結果、やはりちょっと地域で波風起こしたなんていう事例もあるのですよ。例えば副知事公社、御存じですか。あそこにマンション建てましたよね。あそこは盛岡市民はだれでも、基本的には余りマンションふさわしくない場所だと思っているわけで、そういったところにマンション建てたり、もう勝手にやっているわけですよ。やっぱり全体的なことをもう少し考えながら、ただ恐らく売れと言われて

いるから、ノルマこなさなければいけないと思って急いでやっているのかもしれないけれども、こういったこともやはり私は反省材料としてあるだろうというふうに思う。そういった資産の売却についてはそんなにそういう資産もないでしょうから、これからそういった問題が出てくるかどうかわからないけれども、いずれ予算編成のあり方が私は適正ではなかったと思うのだよね。そういったことにつきましてどういった見解を持たれているか、そしてやはりそういったことを踏まえて、新しい行財政のプログラムというものをつくっていかなければいけないと思うのですけれども、その辺について御所見があればちょっと伺っておきたいというふうに思います。

○千葉首席政策監 まず、予算編成システムの関係について申しますと、これ1つの目的といたしましては、庁内での分社化ということで、各部局で責任持って自分の予算を執行していくと。なかなか財政状況厳しいところがございますので、場合によっては直接関係する団体とかにもその当事者として責任持って対応していくということも含め、分社化してきたところがございますが、ただやはりその予算規模がある程度一定の規模を維持するという前提であれば、このシステムはある程度維持することも適当な形もあろうかと思っております。

ただ、先ほどからのちょっと繰り返しになりますが、非常にやっぱりなかなか財政規模が、特に交付税を中心に削減されていくということになりますと、予算規模の確保がなかなか厳しくなってきますと、県として一番全体の最適性を求めるとした場合に、果たして今のシステムでいいのかということについては、やはり今後十分見直しをしなければならないのではないかと考えています。やはりある部局での最優先順位のものとは他部局の最優先順位のものとは、果たしてどの程度同じレベルで見えていけるのかということですね、やはりこれは非常に考えるべきところがございます。そういう意味でこのシステムについては、この中では一時4年間で200億、単年度50億の政策形成枠ということで、ある程度そこにめり張りをつけるということでやったところで、私の中でもこれまでやったことのないシステムであり、私的には評価すべき面もあるわけではございますが、ただこれ今の財政環境において、このまま維持できるシステムではちょっと難しいのではないかとということで、やはり今御指摘あったような課題に対応できるようなシステムにやっぱり変えていかなければならないのではないかとこのふうには考えているところでございます。

あと資産売却について、一応ちょっと詳細はあれでございしますが、今委員からご指摘のあったように、やはり売ればいいという話ではないのではないかと。やはり地域での、その後の地域住民のいわゆるそれに沿うところの売却後の、例えばマンションが建つとか、売却コスト、売却後についても十分予測し、対応を考えてからやるべきではないかということはそのとおりでありまして、やはりこの点も含めまして、果たして今までの分社化の中でやってきたやり方でよかったのかというのは、その大きい意味で、予算とか資産売却とか全体のシステムの中で分社化のあり方というのはやはりもう一度考えなければならないのではないかとこのことで今時点では内部的に思いますし、考えているところでございます。

○飯澤匡委員 まず感想ですけれども、今後の方向性、知事が基本2大戦略ですか、上げたことにどのように入っていくか。その掲げたものを関連をしながらやらなければならないというのはわかるのですけれども、どうもやっぱりびんとこないです。特に新地域主義戦略というのは、これは知事が考えていることはもっともっとミクロ的なものだと思うのです。そして、もう1つの一方で、国と県との分権改革会議ですか、それらも掲げていますけれども、それと行財政の改革、県の方とどのようにして関連づけてやっていくのかということ、それからソフトパワー戦略というのは、これは岩手の持っている潜在力をもっともっと外に発信するということです。これはかなり苦勞しているなという部分読み取れるのですが、これを支えるための改革、支えるための改革ね。これよくわからないのです。これ外した方がいい、逆に。これは行財政の改革とは余り関係のない話でないかなと思うのです。これ非常に立場的にはわかりますけれども、非常によくわかりにくいです。逆にわかりやすくした方がいいのではないかと。これはソフトパワー戦略は戦略であってしかるべきだし、それはマニフェストに掲げたことですから、これ一生懸命やって、具体的に政策として掲げてもらいたいのですが、実際問題、それを支えるための改革というのはなかなかちょっとわかりにくいのではないかなと。これは感想です。

それから、先ほど佐々木博委員からお話があったように予算編成システム、財政改革ですけれども、今までやってきた部局編成ごとのいわゆるシーリングを定めてあった改革、これも一長一短があって、また財政課に戻してやるという方法もまた一長一短があると思います。いずれその組織の中で、どのようにしてコントロールしていくかということが問題となるわけでありまして、実は代表質問で質問したのですけれども、明確な答えは返ってきませんでしたが、いつの間にかどうやらその方針が変わっているようだという事なのですが、何か抜本的に見直すという新聞報道がありましたけれども、いつの時点でどのように決まったのか、それだけちょっと教えてほしいです。何か本会議場だけでは検討しますぐらいなことでも濁して、議会が終わってから2週間ぐらいからしてすぐぽっと出るというのは、私たちにとってみれば何となくかなり軽視されたような気持ちになったのですが、その過程についてちょっと御説明をいただきたいと思います。

○千葉首席政策監 まず、予算編成システムについてちょっとお答え申し上げますと、ちょっと今、新聞報道もされたところでございまして、それについて委員の方で御不快の面があったとすれば私どもとしても非常に説明不足の点もあったのかなと思って反省しているところでございます。

ただ、今の予算編成システム、いわゆる分社化してのシステムについては、実は政治的、もともと、先ほどお話があったように、いわゆる財政当局が一括的に予算を編成したところから、分社化の方向へ流れてきたわけですが、基本的に今の予算編成システム自体、いわゆる財政当局の一元管理から現在のシステムに変え、その中でもまたいろいろ変えているのですが、私ども正直申しまして、今財政環境が非常に動いていますので、その中でどのような予算システムが一番いいのかということについて、とりあえず今はっきり申しま

して試行錯誤的になっているという面も一面ございます。これが今の時代にふさわしい予算編成システムだということがなかなか確定したものが打ち出せないというのも現実でありまして、その中で非常に、いわゆる一貫性がないのではないかと御批判も一部受けたわけでございますけれども、なかなかそういう今の時点でどういうシステムいいのかということを現在この数年間は絶えず毎年見直しながらやってきているという現実でございます。

正直に申しまして、ことしの当初予算につきましては骨格ということで、18年度までは、例えば毎年50億の政策形成枠でめり張りつけるというふうな話もあったわけですが、19年度を迎えますとなかなかもうそういうふうな全体で幾ら確保するみたいな話も難しい状況になってくると。そうすると、また別な手を考えなければならないと。その中でどういうふうに優先度でめり張りつけていくかということについて、やっぱり予算の方の編成部門と私ども政策部門と絶えず毎年協議しながら、今年度はどのような形で進めるかということも毎年議論しているという話でございます。ただ、今申し上げたことは、今までやってきた仕組みについてこれ以上財政環境が悪化した場合には、システムは非常に難しいのではないかとということで、もう1度見直しが必要でないかとということで申し上げているところでございます。決して今のシステムで維持したいとか、全くだめだとか、そういう話ではないわけですが、ただ非常にそういう意味で毎年いろいろと工夫しながらシステムを考えていくという現況にあるということと作業しているというものだという御理解をいただければありがたいと思っています。一応ちょっと説明として不十分であるかもしれませんが、いずれそういうような状況にあるというものでございます。

あとソフトパワー戦略と行財政改革の関係について申し上げますと、これは多分今すぐという話でなく、ある程度将来的な話になると思っておりますが、例えば今地方債については、いわば総務省の方で実質的にはある程度保障しているという話になっておりますが、将来的に地方債の格付とか、やっぱりそういう問題が当然出てくることも想定されるところでございます。したがって、いわゆる県としての財政運営状況というのは、対外的にもこれが非常に見られる部分が大きくなっているのではないかとことから、例えば企業誘致するにせよ何にせよ、例えばではその実際立地しているところの地方公共団体の状況はどうかということについても、非常にこれまで以上にやはり評価される、あるいは調査されるという点が大きくなっていくのではないかと考えておりますので、それらの意味も含めまして、少しずつそういうふうな形で書かせていただいているというものでございます。

私からは以上で、あと担当課長、お願いいたします。

すみません。分権と行革の関係につきましては、ちょっと先ほど一部申し上げたつもりではあったのですが、いずれ分権の推進と行財政改革というのは、一部関連はありますが、ただ部分的に表裏一体ではございませんで、先ほど申しましたが、行財政改革をやることが分権の、いわゆる分権の推進ということと行財政改革というのは必ずしもリンクし

ていない面もございます。県の行財政改革のために分権を推進するののかという形になりますと、誤ったメッセージを与えることになります。あくまでも県の都合で、県の機関を、例えば市町村に転嫁していくとか、民間の方々に転嫁していくとか、団体にですね、そういうような形ではないものですので、そういうところに果たして今回書く際に、いわゆる行財政改革という話と分権の推進という話、ちょっとこの辺改定も含めまして、表現含めましてちょっと検討しているということで御了解いただければと思います。失礼しました。

○野田武則委員長 この際、皆さんにお知らせします。今室内 25 度だそうですけども、もし暑いと感じられる方おりましたら、どうぞ上着脱いで結構でございますので。

○工藤大輔委員 先ほど来、予算の件でもお話あったわけですが、私も同様に思います。それと同時に、仕事の仕方という点でもしっかりと再評価すべきだなと思うのです。これまでもやはり仕事ぶりがころころ変わってみたいり、部署もかわると。十分検討して、その結果が求められるまでやって変えたというのであれば仕方がないのですが、そうでもないように見受けられるということで、これは市町村の方の職員の方から聞いてもよくわからないと。変わり過ぎるのだということがよく言われていますので、その点について実際やっている方からしてどういうふうに感じているかどうか、教えてください。

それと、結局あとは職員のスリム化を図ったということで、一般的にパーセンテージを決めて減らしたということだと思いますが、それと同時に 5 ページの方では質の高い行政サービスの提供ということが大きくうたわれています。中身を見ればそのとおりのような感じがしますが、結果的にこれが県民がそのとおりに感じているかどうかということが何よりも大切な支援だと思うのです。私から見れば、ここまでどんと書かれるほど感じ取れているかどうかといえば疑問に思うところがあります。それについて、自分の意見はそうですので、これまで例えば人員の削減についての方に戻りますが、広域振興局体制に持っていった中で 1 件聞きたいのが、旧県南広域振興局の中の職員の数は実際どのようになったかどうか、今現在と比べてですね。一緒の割合で減ったのか、あるいは余剰人員が発生して、本庁であったり、他の振興局に移っていったのかどうか、どのような体制でこういった人員のスリム化や、また配置等が行われたのか、お答えください。

○千葉首席政策監 お尋ねがありましたように仕事の仕方、あと組織等について私から申し上げます。

やはり組織について非常に動きすぎるのではないのかというような御指摘も賜っているところは事実でございます。ただ、例えば商工労働観光部は、実は昨年経済成長戦略というもの県で策定したわけですが、それらを推進していくために、またことしの 4 月から、特に本庁では商工労働観光部の内部組織を改正したところございまして、その時点、その時点の行政目的を遂行するために一番いい組織体制はどうかということでやっているということは事実であります。対外的な関係で、やはりそういうふうな御指摘を受けているのも否めないところでございます。なかなかこれ、環境が非常に変わっておりまして、それにどう対応していくかという話と組織の安定性ということにつきましては、非常にアンビバレン

スな関係にあるものではございますが、そういったことについては、そういう御批判も賜っていることは事実でございますので、今後これからの行革の際には十分考えてまいりたいと思っております。

あと仕事の仕方ということで御意見ちょうだいしました。確かにいろんな環境に対応していくためにいろんな改革のツールも導入しております。ある方に言わせると、岩手県はそういうツールやり過ぎだと、やり過ぎではないかと。やって導入した割には、もう成果出る前に次のツールに入っているみたいなどころがあるのではないかと御指摘も賜っているのも認識しております。したがって、今後につきましては、やはり一つ一つの、はっきり申しましてかなり岩手県は改革についてのツールは本当に、いわゆるカナリアではないですが、2番手で、成果がありそうなものを絶えず入れてきたという経緯がありますので、ただこれからはその辺のところもう少し、いわゆる少し整理しつつ、体系的に進めていきたい。御批判ありましたが、行政品質向上とIMSの関係もまたばらばらではないかというような御指摘も賜ったところでございます。それにつきましては、今年度また私ども総合政策室の方に一本化し、かつそれをコンパクトに再整理して進めるというような形での今整理も行っているところでございます。いずれそういうことで、ただただいわゆる改革ツールを試行的に行うのではなくて、もう少し腰を据えて一つの、各県におきましてはもう10年来、1つだけ徹底してやっているという県もあろうかと、考え方ですね、そういう意見もございまして、果たしてそれがいいのかどうかということもちょっと検証しなければならないのですが、少しその辺のところを改革ツールの導入については十分吟味してこれから対応していきたいと考えております。

○高橋経営評価課総括課長 職員定数の関係でございますけれども、現在それぞれの振興局ごとの職員定数、データ持ち合わせておりませんが、これまでのプログラムの取り組みを通じまして、5,013人体制から4,500人体制に移行したと。知事部局で500人程度の縮減を行ったということでございまして、これそれぞれの振興局ごとの減員数も総体的には縮減しているという状況でございます。ただ、特にその中で県南広域振興局でございますけれども、これにつきましては6つの地方振興局を広域振興局の本局、それから3つの総合支局、それから行政センターという形の再編でございましたけれども、それぞれ本局につきましては産業振興、広域的な視点からより自動車産業の関連産業を育成するという観点でございまして、1次産業の振興も集中的に進めるというようなことで人的体制を、既存の職員定数の中で本局に集中したというようなものもございまして、それからあと総務部門でございまして、総体的には縮減する中で、一体的に広域的な事務の政策を展開したという面については、特に本局の政策部門については強化したというような実情でございます。

○工藤大輔委員 後で数値等がわかればお示ししたいと思います。それで、例えば6つが1つということで、例えば単純に6つが1つになったわけですから、確かに今の説明のとおり進む分野もあれば、総体的には余剰人員が発生していると思うのです。仮にその中に大きく変更なく広域振興局内にいるとすれば、いかがなものかなと思います。そして、また他

の振興局では、もともと人数が少ない中やっている部署があり、それにさらに一律削減されているというケースもあって、仕事がなかなか回らない、また災害等が発生した場合にすぐの対応がとれないという現状も起きているということで、人事の方にもその旨話したことはあったわけですが、いずれそういった分野についてもどういう体制が適正なのかということがこの人員削減を進める中に当たって、また職員体制をどのようにしていくかという視点においては大切なところだと思いますので、目を配っていただきたいと思います。

それとあと最後に、広域振興局再編に向けた視点ということでお伺いしたいと思いますが、その中身については行財政基盤がどのようになっていくかということも1つの視点になっているようですが、私は市町村の行財政基盤というのは、なかなか強化されていないだろうというふうに思うのです。そういった中で、県北であったり、あるいは県央、あとは沿岸と、それぞれ面積や、また土地柄、違う中であって、県南振興局の動向をどのように生かして、またどのような視点でその再編の仕方に取り組んでいくのか、今考えている視点というか、こういった視点でやっていくと。それぞれ違っているのだと思うのです。県北と沿岸ではまた違うと思いますし、どのような視点で検討をするのかということをお尋ねします。

○高橋経営評価課総括課長 地方振興局の広域振興局への再編についてでございますけれども、これにつきましては先般の県南広域振興局への再編の関係の条例、これを議会でお認めいただいた際に、他の地方振興局の再編についてもできる限り早い時期に移行してほしいという附帯意見がついているテーマでございます。

いずれ振興局の再編については、再編をすることが目的ということではなくて、岩手県の地域の発展のためにどういう行政体制が望ましいかという観点で、一つ的手段だというように考えておりますけれども、そこに至るそのプロセスといたしまして、市町村の行財政体制の強化の動きでございますとか、それからあとその中には合併という問題も一つございますでしょうし、それからあと県、国からの権限移譲等を通じて、その市町村の仕事、役割というものの強化等の動きでございますとか、それから県民の皆様の御意向でございますとか、市町村の御意向というようなさまざまな要素を考慮する必要があると思います。

したがって、次のプログラムのテーマとしては、検討することは、これはぜひ必要というように考えておりますけれども、どういう形にするかということについては、今後さまざまな議論を経ながら、最終的な姿を見出していくことになるのではないかなというように考えているところでございます。

○千葉首席政策監 若干補足的なものになりますけれども、確かに多分4広域それぞれみんな違う形になるのではないかと考えています。決して県南広域局を一つのことにして、そのまま統一するという事は考えられないというふうに思っております。現在これからの議論であります、例えば今県南広域局につきましては10万都市が非常に構成されている広域圏ということで、いわばその地域づくり的なものについては、どちらかといえば振興局

体制よりは市町村が当然メインに出て、広域局がバックアップ体制に入るみたいな形になっておりますが、では果たして他の、特に県北・沿岸局になった場合は、いわゆる地域振興、地域づくりについて広域局、県南広域と同じようなスタンスでいけるのかどうかということについては、やはりそういうところも例えば議論があるのではないかなと思っております。

また、現在試行的に滞納整理につきましては、滞納整理機構ということで県と市町村が一緒に取り組んでいる例がございますが、ああいうふうな形で、決して組織というか、かたい意味の組織を一つにするのではなくて、緩やかな意味で一つの組織をつくって、いずれ協働して取り組んでいくというような行政分野もやはり考えられるのではないかと考えておりますので、その辺のところは4広域、地域特性、地域の実情に応じた形で考えていくことになるものと考えておるところです。ちょっとまだ具体的などころまで煮詰まっておりますが、そういうような多様な視点を持って議論してまいりたいと考えているところでございます。

○佐々木大和委員 5ページのこの表なのですけれども、私が聞き落としたかどうか。プログラム策定の方の取り組み目標の中に、財政構造のところですが、歳出削減613億円程度の削減と、こういうことが右側に書いてありますけれども、次の歳入確保960億円程度の確保と、この部分がよくわからなかったのですが、その点の説明をいただきたいと思います。これ入っていれば、削減はこれ要らないのではないかという感じがしたもので。

それから、4のページの新地域主義戦略を推進するための改革ということで、今も話題出ましたけれども、4広域圏の自立に向けた県と市町村の役割分担の再構築ということなのですが、市町村が合併して35になった。それで、さらにこれは盛岡が中核市になって、あとの市があって、町村と、そもそも市町村というのはもう一括でいつも出てくるのだけれども、市と町村は法律上も違うのです。だから、ここにぽつが入らないとみんなが混乱してしまって、市と町村が同じにとらえているけれども、地方六団体というときもちゃんと言っているのだけれども、市町村は同じような感じでみんなとらえているというのが実態なわけです。ほかの県、隣の宮城県なんかでも、政令市と今度は市町村の関係で見ても、これかなり違いがありますよね、北海道もそうだし。そういうところで、特に市町村を一括にやっていると非常に混乱させるし、これはみんな違わないと無理ではないかと。先ほども指摘ありましたけれども、町村段階は特にも財政の自立と言うけれども本当にできるとして提案しているのかどうか、そこまで言われるかもしれません。そういう意味で、今の市町村段階が3つに分けられるような環境になってきているのですが、そういうところを今回の計画ではどう取り組んでいくつもりなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○千葉首席政策監 今委員からお話ございました市と、特に町村との関係につきまして、先ほどちょっと御説明しました例の分権推進会議、第1回開催させていただきましたが、当然やっぱり町村の町村長さんからは、やはり今委員御指摘のような、例えば権限移譲1項目にしても、なかなか非常に難しい状況にあるというような話も承っております。したがって



て、書き方として市町村と書いておりますが、ただやっぱり過去のその状況に応じて、形で一つずつ考えていくというのはそのとおり考えていきたいと思っております。決して全部1つのくくりとして一括考えていくということは、当然これは適当でないと考えておりますので、その辺は配慮しながら考えていきたいと思えますし、今後取り組みのなかでもその辺十分考えていきたいと思えます。

○高橋経営評価課総括課長 行財政構造改革プログラムの歳入面での対応でございますけれども、これ今御提供申し上げました資料の中では、歳入面欠落しております。それを大きく出していなかったその理由でございますけれども、実は歳入確保は一部資産処分等がございますけれども、特に大宗をなすものが、既に発行した起債償還を借りかえすると。一定の起債償還期限内にあれば、それを償還期限がさらに10年ある場合に、そこまで延長、いわゆる借換債と申し上げておりますけれども、そういうものでございますとか、それからあと各種基金の活用ということで、いわばやりくりをやって、新たな財源を生み出したというよりも起債の仕組み、それから県が持っているお金を回したというようなことで、その歳入確保として大きくこれを努力しましたと申し上げるのは、これはなかなかそれは言えない部分ではないのかなということで、歳出削減の部分をとということでございますので、御理解賜りたいと思えます。

○佐々木大和委員 非常にわかりにくい。実際ここまで明言したときに、借換債で歳入確保したとかね。やっぱりそういうの明確に出しておかないと、一般の人が全然わからない。非常に混乱させるし、完全にこれ見れば、ここに出てなきゃ1,115億円の削減なんか要らない。これは当然継続させなければ、次の段階で民間の活力を高揚させるのに影響が起きるだろうという不安の方が大きくなります。その辺は明確に出してもらった方がいいと思えます。そうじゃないとだめだと思えます。

それから、市町村の役割については、市町村というのはやっぱり私らはこういう役職をもらってこういう立場にいるからある程度認識するのですが、一般の人は非常に市町村というのを一括的に考えてしまいます。当たり前のことなのですよ。すべて役所の文書でもそうだし、報道だって当然このとおり出しますから、そういうようにやって、市も町村もみんな同じに考える。これやっぱりいろんな意味で啓蒙していかないと、その違いというのは伝わってこない。これ法律だと思えますので、そういうところの伝え方はやっぱり慎重にやって、そしてまた啓蒙しなければならぬということをお願いしたいと思えます。

あわせて、ソフトパワー戦略の方なのですが、この5番目の方で外郭団体等の改革というところで出資法人とか、こういうところが整理をされていくのは結構あるわけですが、そのときに一つの流れとしては、清算する、廃止するときはやっぱり役割を終えたというのが大きな理由になっていくんですね、こうなってくるとみんな。時間的なこともあるし。そういうことを言ったときに、逆に今度は内部の方では県条例、今300ぐらいありますか、その辺の県条例で役割を終えた条例というのは結構あるのではないかと。これ国の法律が3,000ぐらいありますか、その県条例もそこに関係するし、また独自のもの入れても300ぐ

らいあると思うのですが、それによって実際は職員は配置されるのがかなりあると。条例の整理することは行革には一番直結することだと思うのですが、これはどっちがやることなのか、議会のやることなのか、それとも行政がやることなのか、その検討しているところ、どこがやるのが本当にいいのか、それからこれまでの検討課題の中ではどんなことになっていますか。

○高橋経営評価課総括課長　さまざまな多くの条例があると。それに従ってさまざまな事務があるだろうと。その辺の見直しはどうなっているのかということでございますけれども、その基本的な見直しにつきましては、現在制定されております条例のほとんどが当局提案ということで、議会提案の条例もさまざまな、プレジャーボートの関係とか、近年議会の先生方鋭意取り組んでいらっしゃる、そういう条例が、政策の条例とか出てきておりますけれども、ほとんどが当局提案の条例だということで、主体的に見直す主体は、これは基本的には当局が責任を持って、不断にそのあり方というものを検討すべきであるというように考えております。それで、実は今県財政の厳しい状況につきましては、昨年度の中期財政見通しで相当の歳入歳出ギャップがあるということについても御説明申し上げているところでございますけれども、それらを解消していくためには、今やっている仕事をゼロベースから見直さないと、何でも前例踏襲で引き継いでいって、新しいことやらなければだめだという、どんどん行政の仕事というのは肥大化していくということで、今やっている仕事をゼロベースから、本当にそれが必要な事務なのか、必要だとすれば県がやることなのか、それともアウトソーシングできるのかというような、一定のメルクマールのもとで、事務すべてを見直す作業をやらないと、これは抜本的な見直しにはならないということで、実は現在事務事業の総点検に取り組んでおりまして、その辺でその条例のあり方等につきましても、やっている事務すべてを対象としておりますので、そういうものを行いながら、今度の行革の中できちっと総体的な事務量のあり方とか、そういうものについても、あとは職員定数の関係とか、そういうのにつなげていくような見直しをしたいというように考えているところでございます。

○野田武則委員長　では、引き続きまして、委員の皆さんからもっと質疑したいという方がたくさんおられるかと思いますが、日程の関係もございますので、行財政構造改革にかかわる本県の取り組み状況についてはこの辺で終了したいと思います。よろしく御了承申し上げます。

それでは、2番目ですが、出資等法人改革の取り組み状況及び出資法人等の経営状況についての調査に入りたいと思います。執行部に説明を求めます。

○高橋経営評価課総括課長　それでは、出資等法人関係につきまして御説明申し上げたいと思います。

資料つづりの2番目の方を御覧いただきたいと思います。この表紙を見ていただきたいと思います。1ページを御覧いただきたいと思います。資料につきましては、資料1から4を準備させていただいております、順次御説明申し上げたいと思います。それで、まず資

料1の1ページでございますけれども、県出資等法人改革推進プランに基づく法人改革の取り組みについてということでございます。このプランは、県出資等法人を取り巻く厳しい状況を踏まえまして、行財政改革の取り組みとあわせまして、将来にわたって県民の負担が増すことのないような、県出資等法人のあり方を継続的に見直していくことを目的に平成15年10月に策定いたしました。先ほどの行革プログラムの中の出資等法人の見直しという、そのための実施計画ということで策定したものでございます。平成15年度から平成18年度までの4年間を取り組み期間といたしまして、法人の廃止等の整理合理化の推進でございますとか、法人に対する指導監督の強化、この2つを大きな柱といたしまして取り組んできたところでございます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。これまでのプランに基づく取り組み状況についてでございますけれども、それぞれの取り組み項目ごとに御説明申し上げたいと思っております。まず、整理合理化の推進についてでございますけれども、この4年間でいわば外科的な手術とも言える大きな改革に集中的に取り組んできておりまして、全体といたしましては経営上の大きな問題を抱えた法人の改革はおおむね終了しつつあるのではないかとこのように考えているところでございます。具体的には、まず法人の廃止についてでございますけれども、廃止対象としていた7法人のうち、本年5月に廃止いたしました社団法人岩手県林業公社を含めまして6法人を廃止したところでございます。残っているのは1つでございます。住宅供給公社につきましては来年度の廃止に向けて資産処分や再就職の支援等の所要の取り組みを現在鋭意進めているところでございます。

次に、出資引き揚げについてでございますけれども、出資引き揚げ対象法人7法人としておりましたけれども、このうち岩手トラックターミナル株式会社及び岩手製鉄株式会社の2つの法人については引き揚げを終了しているところでございます。残る5法人につきましても引き揚げに向けた取り組みを進めているところでございます。

次に、経営改善を要する法人に位置づけまして、重点的な経営改善に取り組んできた9法人についてでございますけれども、これらの法人につきましても赤字体質からの脱却などに向けまして、法人ごとの経営改善の取り組みを推進してきたところでございます。例えば財団法人いわて産業振興センターにつきましても、平成21年度に繰り越し損失を解消する見込みであるということでございますとか、株式会社岩手ソフトウェアセンターにつきましても、平成18年度決算で繰り越し損失を解消したことなど、全体的には経営改善計画に基づいて、おおむね順調に経営改善を進めてきているというように認識しているところでございます。以上が整理合理化に向けました取り組み状況についてでございます。

次に、もう一つの柱でございます指導監督体制の強化についてでございますけれども、外部の有識者で構成する県出資等法人運営評価委員会の設置でございますとか、監査法人による外部経営調査を実施してまいりましたほか、本県独自の出資等法人の指導監督の仕組みといたしまして、法人運営評価制度を創設して取り組んできているところでございます。県出資等法人の指導監督の体系の一覧を7ページにまとめておりますので、その7ページ

をちょっとお聞きいただきたいと思います。この7ページの資料3でございますけれども、県出資等法人の指導監督体系ということで、全体像を一覧にしたものでございますけれども、この中心にぐるっと矢印で回しているP D C Aサイクルでございますけれども、このP D C Aサイクルの部分が運営評価制度ということでございまして、いずれプラン、ドゥー、チェック、アクションというこの4つの考え方をきちっと回すというようなことで指導監督を行ってきているところでございます。

運営評価制度につきましては、県出資等法人が最も効率的に質の高いサービスを提供するとともに、その経営が将来にわたって県の負担を招くことのないよう課題を解決していくことを目的として実施しているものでございまして、ただいま申し上げましたこのP D C Aサイクルにより県と法人がともに徹底して法人運営上の課題を洗い出して継続的な改善を進める法人改革の取り組みということでございます。この資料3の説明は以上でございます。

それから、3ページにお戻りいただきたいと思います。出資法人改革の今後の取り組み方向についてでございますけれども、県といたしましては本年度から平成22年度までの4年間を取り組み期間といたします県出資等法人改革の実行計画といたしまして、新しい出資等法人改革推進プランの策定を行いまして、法人を通じた県の施策目標の効率的、効果的な達成に向けた4年間の法人改革の方向と具体的な取り組みを明らかにしながら、引き続き法人改革に取り組むこととしているところでございます。この具体的な内容につきましては、現在検討中でございますけれども、現段階におきます大まかな法人改革の基本的な考え方といたしましては、改革のポイントを4点にしたいというように考えているところでございます。1つには、県施策推進上の法人の役割と存在意義を明確にし、継続して法人のあり方の見直しを進めるということでございまして、2つ目といたしまして法人が与えられた役割を確実に果たすとともに、将来にわたり、県はもとより構成団体に対して過大な負担を招くことにならないよう、法人の自立を高める改革を進めるというような、この4つのポイントを置いて検討を進めているところでございます。このような考え方から、法人改革の取り組み方向を1つには県出資等法人のあり方の見直し、2つ目には県関与の適正化と、3つ目といたしまして県民の理解を深めるための情報公開の推進の3点に置きながら、法人の県施策推進上の役割、存在意義の明確化や法人の役割を踏まえた効率的で質の高いサービスの実現など、P D C Aサイクルに基づく法人の運営評価制度を中心にして、さらなる出資等法人改革の取り組みを進めていきたいというように考えているところでございます。以上が新しいプランの説明、それからこれまでのプランの取り組み状況についてでございます。

それから、資料2の方を、4ページをお聞きいただきたいと思います。これは県出資等法人の経営状況についてでございますけれども、これは出資等法人改革プランで改革に取り組むということにした法人を含めまして、県内に主たる事務所を有する51の県出資等法人の経営状況についてでございます。51法人の平成18年度の決算状況を見ますと、概括的な

ところをまとめておりますけれども、2の(1)では当期損益の状況をまとめております。当期損益の状況は、まず単年度収支がマイナスとなった法人は14法人ということでございます。また、平成17年度マイナスだった12法人のうち8法人がプラスに転換しているということでございます。それから、単年度収支がマイナスとなった法人の合計金額はマイナス16億5,000万円から8億7,000万円ということで、18年度と17年度を比較いたしますと好転しているというような状況になっております。

総じて見れば、単年度収支が好転しているということでございますけれども、悪化している法人もまた出てきているのも事実でございます。総体的に見れば改善の動きが見られるというようなことがあるというように認識しているところでございます。

なお、単年度収支がマイナスとなった14法人の個々の決算状況、マイナスとなった要因等につきましては、表2に記載しているとおりでございますので、お目通しをいただきたいというように思います。

特にこの中で、主なものについて御説明申し上げますと、1つ目の岩手県土地開発公社についてでございますけれども、土地開発公社は公共事業の減少でございますとか、工業団地分譲の低迷等によりまして、当期損益がマイナス基調となっております。18年度決算におきまして5,981万円の当期純損失を計上したというものでございます。

次に、5ページの方を御覧いただきたいと思います。下から2つ目の岩手県住宅供給公社についてでございますけれども、平成20年度までの廃止に向けまして、宅地分譲等を進めているところでございますけれども、資産再評価の評価損や会計基準の変更等によりまして、約6億4,500万円の当期純損失を計上したというものでございます。詳細につきましては、それぞれの法人ごとに記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいというように存じます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただきたいと思います。4ページの2の(2)の繰り越し損益の状況についてでございますけれども、繰り越し損益がマイナスとなりました法人は10の法人。それから、平成17年度マイナスだった12法人のうち5つの法人がプラスに転換しているということでございます。それから、3つ目といたしまして、繰り越し損益がマイナスとなりました法人の合計金額はマイナス22億4,000万円から18億2,000万円と大体2割ぐらい減少しているということになっておりまして、全体的には繰り越し損益圧縮の動きが見られるものの、引き続きその解消に向けた取り組みが必要と認識しているところでございます。この繰り越し損益がマイナスとなっている10の法人個々の決算状況、マイナスとなっている要因等につきましては、5ページの表3に記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいというように存じます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。6ページは、県内に主な事務所を有する県出資等法人51法人の平成18年度決算状況の一覧でございます。この一覧につきましては、全体像を御覧いただくということで御参照を賜りたいというように思います。

それで、51法人の18年度決算におきます法人の経営状況につきましては、以上のとおり

でございますけれども、今後とも出てくる問題を、仮に出てくるというような問題がありますれば、そういう問題を先送りすることなく、県出資等法人運営評価制度等を通じて法人が抱えている財務面も含めた経営移譲の問題を掘り起こしまして、その解決を図るよう徹底した取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

それから、最後の説明でございますけれども、資料4、8ページをお開きいただきたいと申します。これは議会に提出する県出資等法人の経営状況説明書の見直しということでございます。県が資本金の2分の1以上を出資している法人につきましては、出資等法人等の経営状況を議会に報告することとされております。これまでは財務諸表の公表だけということでしたが、出資法人の情報をより適切に開示するという観点から、この6月議会への報告からその内容の一部を変更いたしております。これにつきましては、6月議会開会前に総務部の方から御説明を申し上げたところでございますけれども、本日この出資等法人、行革調査等特別委員会ということで、今後なおこういう情報開示については積極的に取り組んでまいりますということで、その一歩という位置づけで改めて御説明申し上げたところでございます。具体的な見直しの内容につきましては、4のところに記載しておりますので、後ほど御確認を賜りたいというように思います。

以上が出資等法人関係に対する御説明でございます。よろしくお願いたします。

○野田武則委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑、意見交換に入りたいと思います。

○佐々木博委員 時間がないので1点だけ簡単に伺いますけれども、出資の引き揚げの関係で、前に出資法人等調査特別委員会が議会であって、そのときに岩手銀行の株なんか売るべきではないという意見が大勢で、議会でも報告しているわけですが、今まだこの出資引き揚げの対象であるということはどういうことなのか、なぜそれ売るべきではないという話だったのかわかっていますか。一時的に使うべきではないという話もそうですけれども、東北銀行の株売ったのだよね。それもかなり安く売ったのだ。何で県民の共有財産こんな安いときに、だれがそんなの売ったのだという話になって、そういうのはやっぱり持つておくべきではないかという話になったのです。そのことについて1点伺いたい。

それからもう一つ、損失補償しているところがあるわけですが、この出資法人の中に。御承知のとおり、地裁の判決だけれども、判例だけれども、川崎市が第三セクターに出資している損失補償で、これ地裁の判例で無効だということになったわけですね。ただ、たまたま総務省からの通達があって、その違法性の認識ができなかったらというので、判決がそうならなかったけれども、判決理由の中できっちり損失補償はだめだということがうたわれている。地裁の判例とはいえこういう判例が出ていますから、恐らく損失補償しているところについての金融機関の対応が変わってくるのでないですか、この判例受けて。その辺についての認識を伺いたいというふうに思います。

○高橋経営評価課総括課長 岩手銀行と東北銀行の株についてでございますけれども、これにつきましてはこの調査委員会の前身でございます出資法人等調査特別委員会できま

まな議論がなされたということは十分承知いたしております、前知事のもとに委員長さんがおいでになりまして、その委員会での議論等について前知事にお話を申し上げたということにつきましても承知させていただいているところでございます。

それで、実はここに、プランに位置づけている引き揚げ、岩手銀行、東北銀行、これは18年度までのプランの位置づけでございまして、それで次期プランの策定に向けまして、このあり方を含めて現在議論しているというところでございます。そして、その検討の一端を申し上げますと、これはまさに委員おっしゃいますように、岩手銀行、東北銀行、これはかつては財政支援的な趣旨で出資したという経過はございますけれども、現在両銀行株ともに上場されているということで、この性格は極めて岩手県の財産、資産株というような性格に変わってきているというように認識いたしております。それで、昨年でございますが、昨年の中半あたりの株価の状況を見ますと、1株8,000円を超えているという状況の中で、現在は6,000円前半から、場合によっては5,000円を切るというような状況にもございまして、この辺は市場経済の動きで変動するものでございますので、その辺県の財産として大きく変動する要素がある。その辺の、これを活用するタイミングというものは、これは慎重に、またタイムリーに行わなければならないというように考えてございまして、その辺本日の御意見等もお聞きいたしましたので、その辺も十分踏まえながら、今後のあり方というものを、活用というものを検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、地裁の判決の関係については担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○高橋出資等法人改革担当課長 損失補償の関係についてお尋ねでございます。現在平成18年度損失補償をしている数につきましては、6法人で311億円ということで、これは既に5月に林業公社が解散になっておりますので、その分を引きますと97億円というふうな状況にあります。これは総務省の方の通達の中で、これは妥当だというふうな形になっている反面、委員がお話のように、判例ではそのような形のもので出ているというふうに認識しております。ただ判例の場合は港湾関係の特別な状況にある法人に対する損失補償ということで、一般的にすべての法人に該当するかということになってくると、これからの部分があるのかなというふうに思っておりますので、それらの総務省等々の考え方等も確認しながら進めていくということになるのかなと思っております。

○佐々木博委員 それはちょっと認識違うと思います。あの判例は、第三セクターなのだ、あれは。それはだめだという話でね、あの判例だけはですよ。判例だからほかで別な判例が出る可能性はあるけれども、あの判例は特殊だからだめだと言っているのではないです。損失補償がだめだったというので、ただし総務省でそういう指導をしてきたから、その認識はなかつたらうから、判決はそれを考慮しない判決でやるよと。だけれども、損失補償だめだと、ちゃんと読んでください。そういう中身ではないからね。

○嵯峨壱朗委員 今出資引き揚げの話が出ましたけれども、それ私も委員でいたのでよく覚えていますがけれども、このアイシーエスもそうですけれども、岩手銀行。この冷水性何と

かは赤字ですね。そして、それぞれ優良株ですよ。配当かなりあると思うのです。そういった視点で見ると、なぜこういうのを売るといふ、引き揚げるというふうなとらえ方するのかというのは前から疑問だったのです。そして、どのタイミングで売るとか、売ることを前提としてお話をしていましたけれども、そういう視点ではなくて、岩手銀行、今だったら1億円以上ですか、配当があるのは。かなりあると思うのですが、そういった視点で見ると優良資産なわけですよ。なぜそれをこういう対象にするのか、それを聞きたいのだけれども。

○高橋経営評価課総括課長 出資の引き揚げの関係でございませうけれども、これは基本的に、出資引き揚げというのは、これはこれらの法人に共通しているのは株式会社ということでごさいます、株式会社も、これはいわば公共性のある仕事をしているという面も多分にあるわけでごさいますけれども、立ち上がりの時期だとか、一定の時期に支援するというのは、これは必要だろうということで県がかかわっていると。ただし、将来的に見たときに、出資者としてかかわっていくというのは、この自由主義経済の中で、これが一般化するというのは基本的には、やっぱりその辺は再検証する必要があるという中で、出資法人プランの中で、いわば自立しているところについてはそろそろ引き揚げのタイミングでいいのではないかとということでプランに位置づけたところでごさいます。

ただ、現実には申し上げますと、ここで岩手銀行と東北銀行、アイシーエスと、いわば優良株と言われるようなところもございませうけれども、ただ朝日テレビ等はなかなか経営も大変だということで、そういうものが実際ないというような状況に、それぞれの状況が違っているというようなことにはございませう。

いずれたゞいま委員おっしゃいました、優良資産株は資産を生み出しているというようなことでもございませうけれども、その辺の変動もございませうので、総体的に処分するのがいつのタイミングがいいのか、その辺は慎重にいわゆる検討しながら対応するということが必要ではないかというふうにごさいます。

○嵯峨耆朗委員 先ほどの佐々木委員からの答弁でも、そういった性格が変わってきたという認識があったというお話ししましたね、資産としての認識と。であれば、今の説明で、当初の目的はもう達成しているからどうこうというふうにはならないという認識が既にあるわけですし、なぜ売ることを前提に、今の話もそうですけれども、検討しているのかと私は理解できない。むしろかえって県民益に反するのではないですか、拙速に売るチャンスを狙うとかね。アイシーエスだって13億円も出していますね、当期の利益。多分何百万円の出資か何千万円かわからないですけれども、かなりのんでしょう、そうだと。配当含めてどうなっているかわからないけれども。喜んで売りますよ、多分。売るといふか、アイシーエスも喜ぶよ、県が抜ければ、多分、と私は思うんだけど。いずれ優良資産については、もっと慎重に、資産としての位置づけでやるべきだと思います。

○高橋経営評価課総括課長 たゞいまの委員の御指摘の点も十分含めまして、今後検討させていただきますというふうにごさいます。

○嵯峨耆朗委員 質問ではないです。委員会の運営の仕方で、ほかに皆さん議論なければ終



わってもいいですけども、出資法人について短時間での質疑でいいのかどうか、委員長にちょっと。

○野田武則委員長 それはまた次のときにお話をしたいと思いますので。

まだまだいろいろと質疑もあろうかと思いますが、ちょっと時間の制限ございますので、きょうの質疑、意見交換はこれで終わりにしたいと思いますので。委員の皆さんには、先ほどお話がありましたとおり、次の委員会の運営等について御相談をしたいと思いますので、しばしお残りをお願いしたいと思います。

それでは、本日の調査はこれをもって終了いたします。総合政策室の方々は退席されて結構です。どうも御苦労さまでございました。ありがとうございます。

○野田武則委員長 それでは、どうも皆さん御苦労さまです。次回9月5日の委員会運営につきまして、当職に一任されておりましたところですが、現在調整中でございます。固まり次第、後日連絡をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この際、暫時休憩をしたいと思います。

(休憩)

(再開)

○野田武則委員長 それでは、再開をしたいと思います。

まず、県内調査についてお諮りをします。平成19年度行財政構造改革等調査特別委員会調査計画の案の1、県内調査を御覧ください。

○佐々木博委員 IGRに行くのですか。

○野田武則委員長 住宅供給公社、それからIGRいわて銀河鉄道株式会社を候補に考えております。

なお、その他調査が必要と思われる法人等があれば御意見をお願いしたいと思います。これは9月11日の県内調査です。

○佐々木大和委員 IGRに行くの。

○野田武則委員長 これは、IGRの方からこちらに来ていただきまして説明を受けて、その後は現地に行くという予定でございます。

○佐々木博委員 住宅供給公社も来てもらうわけだ。

○野田武則委員長 いや、これは来てもらう。

要するに、盛岡地域でめぐれる範囲ということで今回は9月11日は考えていました。本当は三鉄とかいろいろあるのですが、そちらはまた別な機会にということで、とりあえずしています。これに何かつけ加えることございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野田武則委員長 場合によっては競馬関係も思ったのですが。

○佐々木大和委員 競馬は競馬議員さんが今一生懸命やっているだろうから。

○柳村岩見委員 競馬議員は勉強しなければだめだ。競馬議員が勉強しなければ。

○野田武則委員長 では、それでよろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○野田武則委員長 では、次に県外調査についてお諮りをしたいと思います。平成19年度行財政構造改革等調査特別委員会調査計画（案）の2、県外調査を御覧ください。県外調査につきましては、各委員の意見をお聞きした上で、次回協議したいと考えております。この際、何か御意見がありませんでしょうか。

○佐々木博委員 委員長にお任せします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野田武則委員長 わかりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございます。